

(別紙 1)

朝倉市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福岡県及び朝倉市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、朝倉市移住支援金交付要綱第 11 条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に朝倉市から転出した場合 全額
 - (3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額
 - (4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に朝倉市から転出した場合 半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額